

# これまでの宿題事項について

## —入院医療の評価のあり方について②—

### 第１ 特殊疾患療養病棟入院料等について

#### １ 前回の整理

##### (1) 前回提示した論点

ア 肢体不自由児（者）施設等以外の医療機関では、脳梗塞等に伴う障害を持つ患者の割合が高く、医療ニーズの低い患者が多い場合もあると推測される。このため、特殊疾患療養病棟において本来担うべき患者の範囲を明確にするなど、現在の基準の見直しを行った上で、必要な病棟については特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料の算定を継続することとしてはどうか。

イ 平成１８年度廃止された療養病床における特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定していた患者に係る経過措置（現行平成２０年３月３１日まで）について、対象とする疾患を明確にした上で、患者の看護のため手厚い看護配置を行っている病棟に入院している患者については、更に延長することとしてはどうか。

##### (2) 出された主な意見

ア 障害者施設等入院基本料との要件の違いが分かりづらく、整理が必要である。

イ 施設の要件として「重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者が概ね８割以上いること」とあるが、病棟ごとの実態はどのようになっているのか。

ウ 「特殊疾患療養病棟入院料」という名称が分かりにくい。

## 2 意見を受けた分析

特殊疾患療養病棟入院料を算定している病棟ごとに、入院患者の疾患の割合について調査したところ、一般病床においては、筋ジストロフィー患者や神経難病患者が中心の病棟がある一方、脳梗塞や脳出血の患者だけで半数を超える病棟も見られるなど、ばらつきがあった（別紙 図表 1）。

また、精神病床においては入院患者の大半が認知症の患者である病棟が少なからず認められた（別紙 図表 2）。

## 3 論点

- (1) 特殊疾患療養病棟の本来の目的に鑑み、対象を明確にするとともに、医療ニーズがそれほど高くないと考えられる脳梗塞・脳出血後遺症等の患者が中心であるような病棟、または認知症の患者が中心であるような病棟については、一定の経過措置を設けつつ、それぞれふさわしい病棟への転換を進めることを検討してはどうか。
- (2) 平成 18 年度診療報酬改定において経過措置の対象となった患者のうち、手厚い看護配置を行っている病棟に入院している患者については、同措置を延長することを検討してはどうか。
- (3) 現在の「特殊疾患療養病棟入院料」という名称を変更することを検討してはどうか。

## 第2 障害者施設等入院基本料について

### 1 前回の整理

#### (1) 前回提示した論点

障害の程度だけではなく、医療の内容から本来対象とすべき疾患を明確にする等、現在の基準の在り方を見直してはどうか。

#### (2) 出された主な意見

ア 特殊疾患療養病棟の要件との違いが分かりづらく、整理が必要である。

イ 患者の要件として「重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者が概ね7割以上いること」とあるが、病棟ごとの実態はどのようになっているのか。

### 2 意見を受けた分析

障害者施設等入院基本料を算定している病棟ごとに、疾患の割合について調査したところ、筋ジストロフィー患者や神経難病患者が中心である病棟がある一方、脳梗塞や脳出血の患者だけで半数を超える病棟も見られるなど、ばらつきがあった(別紙 図表3)。

### 3 論点

障害者施設等一般病棟の本来の目的に鑑み、医療ニーズがそれほど高くないと考えられる脳梗塞・脳出血後遺症の患者が中心となっている病棟に対しては、一定の経過措置を設けつつ、ふさわしい病棟への転換を進めることを検討してはどうか。

## アンケート調査の概要

○ 目的

特殊疾患療養病棟入院料等、障害者施設等入院基本料を算定する届出医療機関に対して、当該医療機関に入院している患者の病態等を把握するため。

○ 調査期間

平成 19 年 7 月 23 日～平成 19 年 8 月 10 日

○ 調査対象

- 1 特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院医療管理料を算定する医療機関
- 2 障害者施設等入院基本料を算定する医療機関

(図表 1) 疾患の構成割合別病棟数  
(特殊疾患療養病棟入院料等を算定する病棟 (一般病床))

疾患		肢 体 不 自 由 児 (者) 施 設 等	それ以外						(合計)
			国立	公立	公的	医療法人	社会福祉法人	法人・個人の その他	
脳 卒 中	～10%未満	79	3	1	0	7	2	1	14
	10～30%未満	0	0	0	0	1	1	0	2
	30～50%未満	0	0	0	1	9	0	3	13
	50～70%未満	0	0	1	0	24	1	0	26
	70～90%未満	0	0	1	0	15	0	0	16
	90%以上～	0	0	0	0	4	0	1	5
	計	79	3	3	1	60	4	5	76
筋 性 ジ ス ト ロ フ ィ ー + 難 病 + 脊 髄 損 傷 + 脳	～10%未満	2	0	2	0	17	1	2	22
	10～30%未満	1	0	0	1	26	0	0	27
	30～50%未満	5	0	1	0	10	0	2	13
	50～70%未満	7	0	0	0	4	1	0	5
	70～90%未満	14	0	0	0	3	2	0	5
	90%以上～	50	3	0	0	0	0	1	4
	計	79	3	3	1	60	4	5	76

※病床数が20床以上で患者個票提出件数が10件以上の病棟を対象とした。

※「脳卒中」は、「脳梗塞」と「脳出血」の疾患を合計したもの。

※「神経難病」は、筋ジストロフィーを除く神経難病患者。

※「筋ジス+難病+脳性麻痺+脊損」は、筋ジストロフィー、神経難病、神経難病以外の難病、脳性麻痺、脊髄損傷の各疾患に該当した患者。

(図表2) 疾患の構成割合別病棟数  
(特殊疾患療養病棟入院料等を算定する病棟(精神病床))

疾患		(者)肢 体不 自由 等 施設 等 児	それ以外						(合計)
			国立	公立	公的	医療法人	社会福祉法人	その他の 人・個人	
認知症	～10%未満	16	0	0	0	1	0	1	18
	10～30%未満	0	0	2	0	0	0	1	3
	30～50%未満	0	0	0	0	8	0	0	8
	50～70%未満	0	0	0	0	7	0	0	7
	70～90%未満	0	0	0	0	7	0	0	7
	90%以上～	1	0	0	0	11	0	0	12
	計	17	0	2	0	34	0	2	55

※病床数が20床以上で患者個票提出件数が10件以上の病棟を対象とした。

※「認知症」は、「アルツハイマー型認知症」と「アルツハイマー型以外の認知症」を合計したものの。

(図表3) 疾患の構成割合別病棟数  
(障害者施設等入院基本料を算定する病棟)

疾患		(者)肢 体不 自由 等 施設 等 児	それ以外						(合計)
			国立	公立	公的	医療法人	社会福祉法人	その他の 人・個人	
脳卒中	～10%未満	346	24	0	0	20	0	3	47
	10～30%未満	30	8	2	2	21	1	7	41
	30～50%未満	11	0	5	4	44	3	10	66
	50～70%未満	9	1	3	3	82	1	15	105
	70～90%未満	4	3	1	3	51	0	6	64
	90%以上～	0	0	0	0	3	0	2	5
	計	400	36	11	12	221	5	43	328
筋ジストロフィー+難病+脊損+脳	～10%未満	71	4	3	7	94	1	21	130
	10～30%未満	19	7	4	4	109	3	17	144
	30～50%未満	19	0	3	1	4	0	4	12
	50～70%未満	56	6	1	0	8	1	0	16
	70～90%未満	102	7	0	0	5	0	0	12
	90%以上～	133	12	0	0	1	0	1	14
	計	400	36	11	12	221	5	43	328

※病床数が20床以上で患者個票提出件数が10件以上の病棟を対象とした。

※「脳卒中」は、「脳梗塞」と「脳出血」の疾患を合計したものの。

※「神経難病」は、筋ジストロフィーを除く神経難病患者。

※「筋ジストロフィー+難病+脳性麻痺+脊損」は、筋ジストロフィー、神経難病、神経難病以外の難病、脳性麻痺、脊髄損傷の各疾患に該当した患者。